

彦根市の事業系一般廃棄物については、「許可業者による搬入」「排出者による直接搬入」「自治会の了承を得た上での集積所への排出」の3つの方法で排出されます。特に「許可業者による搬入」に関しては、近隣の処理施設と比べ処理手数料が安価であったことや、搬入物に関する検査が十分にできていなかった為、近隣市町からの不適切な搬入や、不適切な分別による産業廃棄物の混入などの問題を抱えておりました。その為、平成26年9月から搬入物に対する検査を強化し、また平成27年8月からは事業系一般廃棄物の処理手数料を改定することで、搬入される廃棄物の適正化による削減に取り組んでおります。

**表9 許可業者による事業系一般廃棄物搬入量の推移**

(単位:t)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H23	870	801	843	859	894	813	830	889	888	845	720	837	10,089
H24	770	915	863	838	986	861	893	904	952	861	779	871	10,493
H25	934	937	845	1,053	945	964	1,005	955	1,049	1,021	867	1,013	11,588
H26	994	987	983	1,020	958	984	946	874	1,000	933	783	951	11,412
H27	890	859	853	850	832	640	621	619	615	567	548	603	8,497
H28	546	641	581	544	639	571	579	546	577	526	486	573	6,809

**図9 許可業者による事業系一般廃棄物搬入量の推移**

